

**JARMeCが農林水産大臣の指定する
 「小動物臨床研修診療施設」に民間で初めて指定されました。**

日本動物高度医療センター (JARMeC) が農林水産大臣から「小動物臨床研修診療施設」に指定され、平成 21 年 3 月 31 日付の官報で告示されました。小動物診療施設としては民間では初めてのことです。

今後、指定を申請する民間小動物診療施設が次々と現れ、大学との緊密な連携のもとに我が国の臨床研修制度が充実、発展することを願って、以下に、農水大臣指定「小動物臨床研修診療施設」の概要、JARMeC 指定申請の経緯、JARMeC の役割、JARMeC の臨床研修プログラムを紹介します。

■農水大臣の指定する「小動物臨床研修診療施設」とは

獣医師法第 16 条では、診療を業務とする獣医師は、免許取得後も大学もしくは農林水産大臣が指定する診療施設において臨床研修を行うよう努めること(努力義務)が規定されています。この規定に従って、平成 4 年以降、多くの「産業動物臨床研修施設」が農水大臣の指定を受けています(表 1)。一方、「小動物臨床研修診療施設」の指定基準は平成 18 年に獣医事審議会で策定されましたが、昨年までに指定された施設はありませんでした。JARMeC では、昨年 7 月に「小動物臨床研修診療施設」の指定を農水省に申請しましたが、その後、獣医事審議会で指定基準の見直しが行われ、改正された指定基準が本年 2 月に公表されました。新指定基準では、従来、産業動物と小動物を区別せずに定められていた基準を改め、別個の基準を設け、それぞれ「単独型臨床研修施設」と大学と連携する「協力型臨床研修施設」に分けて指定することとしています。今回、JARMeC が指定を受けた「単独型小動物臨床研修診療施設」は以下のような要件を備えていることが要求されています(表 2)。

表1: 農林水産大臣指定の産業動物臨床研修施設

臨床研修を行う診療施設

- 日高軽種馬農業共済組合静内診療所
- 山形県組合畜産研修センター
- 島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所
- 曽於郡農業共済組合家畜診療所

共同して臨床研修を行う診療施設

- 北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群
- 宮城県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群
- 山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群
- 千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所臨床研修診療施設群
- 兵庫県農業共済組合連合会家畜臨床総合研修所臨床研修診療施設群
- 岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所臨床研修診療施設群
- 広島県農業共済組合連合会南部家畜診療所臨床研修診療施設群
- 沖縄県農業共済組合連合会中央家畜診療所臨床研修診療施設群

表2 「単独型小動物臨床研修診療施設」について規定された要件

- ・必要事項を定めた研修プログラム
- ・研修委員会の設置
- ・5名以上の常勤獣医師
- ・十分な指導獣医師の確保
- ・研修指導責任者のもとで円滑に臨床研修を行える体制
- ・適切な病歴管理
- ・研修に十分な診療件数
- ・基本的な検査、手術体制
- ・疾病原因究明のための検案体制
- ・図書などの整備

■ 卒後臨床研修の重要性と JARMeC の役割

近年、獣医学卒業生のうち小動物診療に従事する者の割合は社会的要求を反映してますます高くなる傾向にあります。我が国の学部教育では米国の Veterinary School のような徹底した臨床教育は行われていませんし、卒業後に臨床研修を受けられる施設、プログラムも用意されていませんので、大部分の獣医師が臨床的な技術、知識に不安を持ちながら診療を続けているのが現状です。小動物診療従事者のレベルが高く維持されなければ、今後の小動物医療の発展はありませんので、卒後臨床研修の充実是我々にとって喫緊の課題です。

小動物の臨床研修は、今後も大学を中心に進められることとなりますが、国（農水省）は、小動物診療の高度化、多様化に対応するためには、大学のみでなく、民間診療施設の力を活用する必要があると考えて上記の枠組みを策定しました。JARMeC は民間診療施設の先兵として、大学、他の民間診療施設と連携して我が国の卒後臨床研修の一端を担ってゆきたいと考えています。全国共通の研修プログラムがない状況でのスタートですが、当センターの常勤、非常勤獣医師、150人を超えるアドバイザーの方々などのご協力を得、また、電子カルテを中心にセンターの症例を十分に生かして、よいプログラム、よい獣医師を育てていきたいと考えています。また、本年 4 月から日本小動物外科専門医協会の研修プログラムが始まりましたが、JARMeC もこのプログラムにできるかぎり早期に参加したいと考えています。

■ JARMeC の卒後臨床研修プログラム

わが国の獣医学教育は昭和 53 年に修士積み上げ 6 年制をスタートしましたが、その後の再編整備は進まず、現在まで 30 年間にわたって獣医系国立大学教員は再編整備実現に向けて莫大なエネルギーを使いながら成果を得ることなく、劣悪な環境下での獣医学（とくに臨床）教育を強いられてきました。JARMeC が臨床研修の体制を整える過程には多くの困難が待ち受けていると思いますが、柔軟性に富みダイナミックな活動が可能な JARMeC の利点を活かして、大学を側面から支援するような臨床研修施設をつくりたいと考えています。現在までの進捗状況は以下のとおりです。

■ 卒後臨床研修プログラムの策定

卒後臨床研修プログラムには 23 ページにわたって、目的や目標、研修対象者、研修施設、研修実施期間、研修成果の評価、研修獣医師の処遇、研修カリキュラムなどが詳述されています（**図 1**）。研修カリキュラムの目標として、3C（communication skill, conceptual skill, clinical skill）の習得を掲げています（**図 2**）。

図1 卒後臨床研修カリキュラム

日本動物診療医療センター (JARMeC)
卒後臨床研修共同カリキュラム

目 次

- I. 共通カリキュラム
 1. 卒後臨床研修研修の意義と研修目標
 2. 研修すべき症状・疾患・疾患
 3. 初級臨床研修ローテーション
 4. 研修医の到達度評価
- II. 研修体制
- III. 指導体制
- IV. 卒後臨床研修研修の質の保証
- V. JARMeC 卒後臨床研修プログラム
 - [1] プログラムの管理運営と支援体制
 - [2] 研修実施要綱
 - [3] 研修の評価と修了証の交付
 - [4] 研修医と研修医の連携
 - [5] 研修環境

<各種様式>

1. 研修医自己評価表
2. 指導医兼研修医評価表
3. 修了認定証年(別)

